破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第７５号
山口県周南市大字久米281番地の１
債務者　株式会社河村理助商店
代表者代表取締役　河村　泰好
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清木　敬祐
4　破産債権の届出期間　平成28年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成28年12月16日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第６１号
三重県伊勢市船江２丁目20番22号
債務者　有限会社米山材木店
代表者代表取締役　米山　　均
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午前11時30分
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
三重県伊勢市船江２丁目15番14号
債務者　株式会社ヨネヤマ
代表者代表取締役　米山　　均
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午前11時30分
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
松江市佐草町146番地
債務者　有限会社河野商事
代表者取締役　河野　侑子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古津　弘也
4　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前11時30分
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４８３号
名古屋市中村区岩塚町字上小路77番地２
債務者　株式会社ＡＬＩＶＥ
代表者代表取締役　楠　　和彦
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渥美　雅康
4　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２号
岐阜県中津川市上野984番地の１
債務者　有限会社山内重機
代表者代表取締役　山内　　晋
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　智康
4　破産債権の届出期間　平成28年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月13日午前10時40分
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第７２５号
大阪府羽曳野市学園前１丁目４番６号
債務者　株式会社オガサ
代表者代表取締役　小笠　正明
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　知広
4　破産債権の届出期間　平成28年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月22日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９１２号
東京都町田市大蔵町469番地
債務者　株式会社ファイブ
代表者代表取締役　白石　大基
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　　充
4　破産債権の届出期間　平成28年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午前11時20分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２６号
千葉県長生郡一宮町田町６番地の４
債務者　有限会社中村
代表者代表取締役　中村　貴宣
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤さやか
4　破産債権の届出期間　平成28年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午前11時
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第９０号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8613番地
債務者　株式会社山之内建設
代表者代表取締役　山之内　剛
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　徹
4　破産債権の届出期間　平成28年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午後１時30分
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
鹿児島県南九州市知覧町塩屋24782番地
債務者　有限会社釘田養鶏場
代表者取締役　川床　直樹
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥丸　真人
4　破産債権の届出期間　平成28年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午前10時
鹿児島地方裁判所知覧支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第７６号
山口県周南市大字久米3259番地の５
債務者　河村　泰好
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清木　敬祐
4　破産債権の届出期間　平成28年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成28年12月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第９１号
鹿児島県曽於市末吉町上町７丁目４番地２
債務者　山之内　剛
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　徹
4　破産債権の届出期間　平成28年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４８３号
仙台市青葉区高松１丁目９番11―407号
債務者　丸山　和士
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　雄介
4　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午後１時55分
6　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係